

賜姓源氏の初叙位に関する一試論

江 渡 俊 裕

はじめに

日本の古代官僚制において、根幹をなすのが位階制である。その位階は個人に付与されるもので、石母田正氏は天皇を中心とした序列に本質的な意義があるとして、位階は天皇制を離れては存在し得ないと指摘された^①。

そもそも、本稿で扱う賜姓源氏は、嵯峨天皇が皇子女に源朝臣姓を賜つて臣籍に降下させたことに始まる新しい官人であり、彼らの初叙位を検討することは賜姓源氏の性格を考える上で重要な視点となろう。

そして、賜姓について、吉住恭子氏は奈良時代においては皇親として存在するよりも有利になるものではないとし、また橘諸兄の例から奈良時代の賜姓と賜姓源氏を結びつけることはできないと指摘する。^②

他にも宇根俊範氏は、従来の賜姓は新しい氏の創出を目的としなかつたが、桓武天皇は賜姓による新しい氏の創出を始め、彼らに官人としての道をひらいた。それにより、八色の姓を根幹とする奈良時代の族姓秩序は新たな族姓秩序に変わる契機となつた。この改革を賜姓源氏や『新撰姓氏録』編纂へつながるものととらえることで、平安期の対氏族政策

の全貌も明らかになると述べている。^③

要するに、賜姓ごとに性格は異なるので、画一的に論ずるのではなく、個別の検討が必要である。また賜姓源氏は新たに創出された氏族であるから、当然既存の族姓秩序にはめ込まなければならない。

では、賜姓源氏の初叙位は史料上どう規定されたのか、二つの史料からみてみたい。一つは『類聚三代格』所収の弘仁五年詔である。^④

詔。朕當揖讓。纂^ニ践天位。德愧^ニ睦迹。化謝^ニ覃遠。徒歲序寢換。男女稍衆。未^レ識^ニ子道。還為^ニ人父。辱累^ニ封邑。空費^ニ府庫。朕傷^レ于^レ懷。思^レ除^ニ親王之号^ニ賜^ニ朝臣之姓。編為^ニ同籍^ニ後^ニ從^ニ事於公。出身之初一叙中六位上。唯前号^ニ親王。不可^ニ更改。同母後產。猶復一例。其餘如^レ可^レ閱者。朕殊裁下。夫賢愚異^レ智。顧育同^レ恩。朕非^レ忍絕^ニ廢體餘。分^レ折枝葉上。固以^ニ天地惟長皇王遙興。豈競^ニ康樂於一朝。忘^ニ彫弊於萬代。普告^ニ内外。令^レ知^ニ此意。

弘仁五年五月八日

そして、もう一つが『西宮記』である。^⑤

氏爵一世源氏（從四位上、當君三位）、二世孫王（從四位下、自解依巡、預昇殿者超越。貞觀孫王從五位下）、王氏（一親王等。四世以上、依巡）、源氏（長者等、弘仁御後

隔三年⁽³⁾、藤氏（同上有四門）、橘氏（是定舉）、受領（自五位至從四位上）、

院宮爵（自從五位下至正下、叙四位不通例）、御即位、大嘗会、朔旦、此

外有預⁽⁴⁾叙位者⁽⁵⁾已上明⁽⁶⁾大略。依⁽⁷⁾外記勘文。

史料上、弘仁詔では「六位」、『西宮記』では「從四位上」とある。

加えて、先行研究では、どのように理解されてきたのか。林陸朗氏は從四位上直叙が原則とした。それは淳和天皇と猶子定の関係と嵯峨の禅讓もあり、淳和の意志によって六位から四位に格上げされたと指摘した。⁽⁸⁾また安田政彦氏は長屋王の例から血縁的に一世源氏は皇子ではあるが、皇位継承資格をもたないため、長屋王より低い從四位上が原則になったとして林説を補足した。⁽⁹⁾一方、橋本義彦・宇根両氏は皇親蔭位の準用を推測された。⁽¹⁰⁾

しかし、例外を除けば從四位上が多いこと、また皇親蔭位の準用も位階が近いことから導いた結果にすぎないと思われる。

それに対しても、加納宏志氏は從四位上の意味を親王品位の最下限四品に比定して四位が選ばれたこと、また賜姓皇子は皇孫よりも上であることから從四位上になつたと具体的な指摘をされた。⁽¹¹⁾つまり、一世源氏の自分が初叙位に影響した可能性に言及している。

右の先学を受け、本稿では一世源氏の初叙位が一部を除き、なぜ「從四位上」という高位なのか、そして、それがいつ定まったのか再検討する。その上で、二世源氏や皇孫源氏A・Bの初叙位にも言及しながら、位階制に組み込まれた賜姓源氏が官人としてどう位置づけられたのかを検証するものである。

なお、本論における賜姓源氏は、皇子が賜姓された場合を一世源氏、

一世源氏の子を二世源氏、皇孫で蔭位に預かった後に賜姓された者を皇孫源氏A、皇孫でありながら蔭位に預かる前に賜姓された者を皇孫源氏Bとそれぞれ便宜的に区別する。

第一章 令制下の皇親待遇

賜姓源氏の前に皇親についてみておきたい。皇親に関する令の規定で、特に皇親範囲や位階を定めたものを列挙すると左記のようになる。

『養老選叙令』1皇兄弟子条

凡皇兄弟皇子。皆為親王。（女帝子亦同。）以外並為諸王。自親王⁽¹²⁾五世。雖得王名。不在皇親之限。

『養老選叙令』34授位条

凡授位者。皆限年廿五以上。唯以蔭出身。皆限年廿一以上。

『養老選叙令』35蔭皇親条

凡蔭⁽¹³⁾皇親者。親王子從四位下。諸王子從五位下。其五世王者。從五位下。子降⁽¹⁴⁾一階。庶子又降⁽¹⁵⁾一階。唯別勅处分。不拘此令。

これらをまとめると、皇親範囲は親王から四世王までで、二十一歳以上になると世系に応じて從四位下⁽¹⁶⁾正六位下の範囲で皇親蔭位に預かれた。また別勅处分による優遇の可能性を残している。

しかし、仁藤敦史氏によれば、大宝令施行と同時に蔭位制が運用され

たのではなく、実際には大宝三年（七〇三）十二月からで、当初は年齢による機械的な叙位ではなかつたという。^{〔1〕} ただ延暦十四年（七九五）に至つて満二歳による叙位に改められた。^{〔2〕}

加えて、桓武朝では蔭階と皇親範囲も改定された。蔭階は延暦十五年^{〔3〕} 詔により四世王^{〔4〕} 嫡子の六世王で満二歳を正六位上に叙すとし、また皇親範囲は慶雲三年格^{〔5〕} により五世王まで拡大したのを延暦十七年勅で再び令制に復した。^{〔6〕}

この二つの改定は、皇親数の制限と皇親待遇上の軽減を図つたものとされ、かつ皇親制における画期ともなつた。しかし、裏を返せば、令の運用で弊害が生じていたことを示唆している。

平野博之氏は諸王の規定を検討し、皇親蔭位制があるにもかかわらず適用されずに無位に据え置かれた王も多いと述べ、また慶雲三年格により皇親全体への格下げが始まつたと指摘した。^{〔7〕}

しかし、虎尾達哉氏は諸王への法令が三世王以下を対象とし、一方で輕王即位が皇孫の優遇と特別視をもたらしたとして、格下げは三世王以下と述べている。^{〔8〕} また池知正昭氏は聖武朝末の賜姓で四世王以下が切り離され、皇親は実質三世王以内になつたと指摘する。^{〔9〕}

皇親待遇に関しては三説存在するので、諸王への初叙位から実態を検討したい。龜田隆之氏は、奈良時代の皇孫への叙位は皇親蔭位によるもので基本的には令通りで、例外の叙位は当時の政情と密接に関係していたと論証された。^{〔10〕}

さらに、佐藤直子氏は奈良時代の天智系と天武系の差異を検討した上で、叙位・任官に皇統の差はなく、皇孫と三世王以下の世系による差が

あると指摘している。^{〔21〕}

つまり、奈良時代の諸王への初叙位は令通りで、また皇親待遇は世系に応じた部分的な格下げであつたと考えられる。

そして、平安初期の諸王への初叙位も表1からほぼ令通りなのがわかる（表1参照）。また表1を考慮すれば、別勅処分はなかつたと思われ、加納氏の九世紀における皇親蔭位は厳格に遵守されたという意見は首肯できる。

ただし、初叙位の平均年齢をみると、表1は一八・四二歳で、奈良時代は三〇・五歳となり、満二歳で蔭位に預かるようになった延暦十四年以降も大差ないことは注目すべきである。それに表1の計七一例中、皇孫（四六例）に比して、三世王（二四例）が少ないことから、三世王が長く無位に据え置かれた可能性がある。^{〔22〕}

要するに、平安初期も三世王以下は叙位されにくい状況にあり、格下げは虎尾氏のいう三世王以下とするのが妥当と考へる。

このように、大宝令施行から桓武朝までの間に、皇親待遇の根幹である蔭階と皇親範囲が改められたが、それは皇親全体への格下げではなく、三世王以下の世系に対する処置であった。それ故に、皇孫は令通りに叙されたが、三世王以下は叙位例も少なく、無位の王であつた可能性が推測される。つまり、皇親身分が必ずしも位階秩序内で優遇されるものではなかつたことを示している。

賜姓源氏は一世源氏（皇子賜姓）、二世源氏（一世源氏の子）・皇孫源氏B（皇孫蔭位に預かる前に賜姓された者）、皇孫源氏A（皇孫蔭位に預かれた後に賜姓された者）に分類できる。この章では、それらの初叙位について個別に検討する。

第一節 一世源氏の例

皇子賜姓は桓武朝に遡る。前例として、光仁天皇皇子の広根諸勝と桓武皇子の長岡岡成・良岑安世がおり⁽²⁹⁾、三人は初見史料から正六位上であったことが知られる⁽³⁰⁾。

安世を詳細にみると、賜姓は延暦二十一年（八〇二）で一八歳、従五位下に叙されたのが大同四年（八〇九）で二五歳とされる。また大同二年（八〇七）に二三歳で右衛士大尉に任官したので、正六位上に叙されたのは賜姓（一八歳）から任官（二三歳）までの間となる⁽²⁸⁾。つまり、年齢を考慮すれば初叙位は正六位上と考えられ、林氏のいう弘仁詔の「六位」が彼らから想起したというは妥当である⁽²⁹⁾。

では、一世源氏について検討していく。表2は一世源氏の初叙位を抽出したものである（表2参照）。計三八例のうち二七例が従四位上で、いかに多くの一世源氏が従四位上に叙されたか明瞭であろう。しかし、その一方で一一の例外が目を引く。したがって、ここでは例外と思われる従四位上以外に叙された嵯峨源氏と光孝源氏を検討する。言い換えるば、従四位上以外に叙された者に特定の理由があれば、例外的な叙位となり、逆に従四位上は通常の叙位と考えられるからである。

まず嵯峨源氏を概観すると、初叙位は従三位⁽³⁰⁾～正六位上と幅広い。叙

位が確認できる一三人のうち七人が従四位上、また承和五年（八三八）以降は融を除けば、ほぼ従四位上に叙されている。

従四位上以外に叙された六人について個別に検討すると、まず理由が明確な者は定（従三位）と融（正四位下）である。定は淳和、融は仁明天皇の猶子となっている。叙位も両天皇が在位中のものであるから「今上皇子」として、破格の叙位を受けたのではないだろうか⁽³²⁾。

次に寛は正六位上に叙されている。一見、弘仁詔通りの叙位と思われるが、果たしてそうであろうか。その卒伝である『日本三代実録』貞觀十八年（八七六）五月癸卯条には「寛者。嵯峨太上天皇之子也。天皇勸哲多通。雅好文章。愛才重士。情如飢渴。視寛幼耽学。欲令展其才。勸中其博涉。研精不倦。始加元服。叙正六位上。奉試及第。補文章生。」とあり、文章生となつたのは寛自身の向学心に加え、嵯峨の意向が反映されたもので、寛固有の叙位といえよう。

また他の一世源氏にはみられない文章生を経ていることが手掛かりになると思われる。文章生の教官たる文章博士の官位相当は弘仁十二年（八一二）に従五位下に引き上げられたが、ここで寛が従四位上に叙された場合、文章博士よりも位階が上位になる。それを避けるための叙位と考えれば、寛の叙位は弘仁詔に則つたものではなく、文章生補任に伴うものではないか⁽³³⁾。ただし、寛は初叙位からまもないであろう承和三年（八三六）に従四位上に昇叙されている⁽³⁴⁾。

他に啓は正六位上から従四位上へ昇叙されている⁽³⁵⁾。しかし、これも弘仁詔通りの叙位とはいえない。それは『日本三代実録』貞觀十一年（八六九）八月壬子条に「啓者。嵯峨太上天皇之子也。母山田氏。天皇晩年

納レ之。稍蒙_{龍幸}⁽³⁸⁾。啓特所_{鐘愛}⁽³⁹⁾。勅_{兄左大臣常朝臣}「子レ之。大臣親愛如_レ子。」とあり、嵯峨の意向で啓が常の猶子となつてゐるので、この叙位は猶子關係に基づくものと思われる。したがつて、啓が二世源氏として扱われた可能性がある。⁽⁴⁰⁾

最後に弘と常だが、長兄信が従四位上となつてゐるので、二人は庶子として一階下の従四位下に叙されたのである。⁽⁴¹⁾

そうなると、逆に一人の弟である明が従四位上に叙されたのが注目される。しかし、この叙位は淳和が仁明に譲位する前年すなわち天長九年（八三二）にあたり、仁明即位に配慮した叙位と思われる。

このように、嵯峨源氏の初叙位は嵯峨の意向を踏まえた淳和の対処であり、また仁明への配慮という理解がされている。⁽⁴²⁾その結果、従四位上が仁明即位後も慣例として残つたのである。

次に光孝源氏であるが、まず賜姓が二回あることに注意したい。最初は貞觀十二年（八七〇）に時康親王が清和天皇に自身の子へ賜姓を要求したもので、次の元慶八年（八八四）は時康の即位後のものである。⁽⁴³⁾

例外の叙位は元慶八年以前で、従四位上以外に叙された元長・兼善・忠・近善・貞恒の五人にも特別な事情があろう。

まず元長・兼善は貞觀十二年段階で、既に皇孫蔭位に預かっている。⁽⁴⁴⁾したがつて、二人は當時、仁明皇孫として賜姓され、仁明源氏かつ皇孫源氏Aとして扱われたことになる。

次には忠・近善・貞恒の三人は前記の二人と同じ仁明皇孫ではあるが、先に賜姓されたことで皇親の範囲外という扱いになつた上で叙位された。⁽⁴⁵⁾それ故に、彼らは皇孫源氏Bに分類されるので、従四位下を授からなか

つた。ただし、この叙位も弘仁詔とは無関係で、後述するが、三人はそれまでとは異なる基準による叙位と考えられる。

このように、光孝源氏は父時康の身分に左右され、三類型生じた。貞觀の賜姓は時康が親王で、子は仁明皇孫として派生した皇孫源氏A又は皇孫源氏Bとされた。また元慶の賜姓は時康が即位したことで子は皇子に格上げされ、一世源氏として扱われた。それを示すように元慶八年段階で五位であった三人は、たちまち四位に昇叙されており、特殊な理由がない一世源氏は従四位上に叙されることが明らかである。

一方で、例外的に従四位上に叙された者がいる。それは三条天皇皇孫の基平で、本来は一世源氏に該当しない。しかし、父敦明親王が皇太子を辞し太上天皇に準じる尊号を奉じたことで、基平は皇孫から「皇子」に格上げされて従四位上に叙されている。⁽⁴⁶⁾

以上のように、一世源氏で従四位上以外に叙された者には特別な理由があつた。逆に特別な理由がない者は従四位上に叙されたが、それは仁明が皇子を賜姓するために発した承和二年勅が、弘仁詔に準じたことに由来するのではないか。⁽⁴⁷⁾勅の前後（天長九年～承和五年）で従四位上への叙位や昇叙が連続する。つまり、その連續性の中に勅が位置づけられることから、従四位上は承和初年（三年か五年）に慣例と定まつたと思われる。

第二節 二世源氏・皇孫源氏Bの例

① 二世源氏

国史から二世源氏を抽出すると四七例確認できる（表3参照）。その

うち、無位から従五位下への叙位が一二例、正六位上から従五位下への昇叙が二五例ある。⁽⁵¹⁾ 昇叙前の位階が初叙位階とはいえないが、無位からの叙位は初叙位であるから、二世源氏の初叙位は従五位下もしくは正六位上を基準としたと推定される。⁽⁵²⁾

臣下の蔭位は『養老選叙令』³⁸ 五位以上子条に規定されている。凡五位以上子出身者。一位嫡子従五位下。庶子正六位上。二位嫡子正六位下。庶子及三位嫡子従六位上。庶子従六位下。正四位嫡子正七位下。庶子及從四位嫡子従七位上。庶子従七位下。正五位嫡子正八位下。庶子及從五位嫡子従八位上。庶子従八位下。三位以上蔭及孫。降⁽⁵³⁾ 子一等。(外位蔭准⁽⁵⁴⁾ 内位) 其五位以上。帶⁽⁵⁵⁾ 勲位高⁽⁵⁶⁾ 者。即依⁽⁵⁷⁾ 当勳階。同⁽⁵⁸⁾ 官位蔭。四位降⁽⁵⁹⁾ 二等。五位降⁽⁶⁰⁾ 三等。

これによれば、二世源氏への蔭位が令の規定に基づかないことは明らかである。⁽⁶¹⁾

一方、二世源氏の叙位には氏爵が含まれているという。田島公氏は、正月叙位以外にも即位や大嘗会及び朔旦冬至等の臨時的な叙位でも氏爵が行われ、それらが清和朝から定例化したとする。また氏によると、二世源氏の一人が氏爵によって従五位下に叙されたという。⁽⁶²⁾

国史以降で詳細を把握できる二世源氏は醍醐源氏までくだる。伊陟・俊賢・經房らの『公卿補任』尻付によると、伊陟は天暦六年（九五二）正月七日に「氏。延木御給」、俊賢は天延三年（九七五）正月七日に「皇大后宮御給」、經房は永觀二年（九八四）正月七日に「一品内親王旧年御給」で従五位下に叙されている。⁽⁶³⁾

このように、彼らは氏爵等により従五位下に叙された。そして、その

叙位年齢が一五歳～一七歳であることを考慮すると、三人にとつては従五位下が初叙位と推定できるのではないか。

ここで視点を変えて、良岑安世の子をみると、『尊卑分脈』には五人掲載されていて、いずれも正六位上から従五位下への昇叙が確認できる。⁽⁶⁴⁾ また年齢は最直のみ把握できないが、それ以外は正六位上が初叙位の年齢と考え得る範囲であるから、二世の初叙位は正六位上であつたと考へてよいのではないか。

このように、良岑氏の例や氏爵等で無位から従五位下に叙される場合を勘案すれば、二世源氏の初叙位は加納氏のいうように従五位下を上限とし、臣下の蔭位とは関係なく正六位上が初叙位だつたのではないだろうか。

② 皇孫源氏B

次に皇孫源氏Bだが、定義の実例として、賜姓により皇親から離脱した後に叙された氏族の事例をみてみたい。そもそも、皇孫賜姓は天平勝宝四年（七五二）に天武天皇皇孫の知努王・大市王が文室真人姓を賜つたのが初例となる。⁽⁶⁵⁾ その後、桓武天皇孫の高棟王が天長二年（八二五）に平朝臣姓を賜つた例もあるが、今回の条件に一致しない。

今回の条件に合致するのは、平城天皇皇孫の在原氏と桓武天皇孫の久賀氏となる。在原氏は、平城皇子の高岳親王と阿保親王の六子である。高岳子は善淵・安貞、阿保子は仲平・行平・守平・業平が知られ、初見史料から仲平と業平は無位から従五位下、他の四人は正六位上から従五位下への昇叙である。⁽⁶⁶⁾

久賀氏は桓武皇子明日香親王の男女計四人で、叙位がわかる三夏は無位から従五位下、三常は正六位上から従五位下への昇叙である。⁽⁶⁾

在原氏と久賀氏の例から、皇孫源氏Bと同じ過程を経ると初叙位は従五位下か正六位上であったと思われ、前述の光孝源氏三人もこの例に則った叙位と考えられる。

一方、清和源氏の兼忠は皇孫でありながら、氏爵で従五位下に叙されている。⁽⁶⁾『西宮記』には「二世孫王（従四位下、自解依巡。預昇殿者超越。貞觀孫王従五位下。）」⁽⁶⁾とあり、これを採用すると皇孫でも清和皇孫のみは従五位下となるから、兼忠の氏爵が「孫王」としてか、「源氏」としてか判断が難しい。『公卿補任』尻付に「氏」とあるから源氏爵とする意見もあるが、⁽⁶⁾皇孫源氏Aに分類される村上源氏の頼定の尻付には「氏」とあっても従四位下に叙されており、必ずしも「氏」が源氏爵の根拠にはならない。

では、『西宮記』の他の事例から、その信憑性を検討したい。前記史料に一世源氏は「氏爵一世源氏（従四位上、當君三位）」⁽⁶⁾とある。しかし、「當君三位」の実例は定しかない。つまり、『西宮記』に「貞觀孫王」とあ

るのも清和皇孫全体に対するものではなく、一部の系統や一例としてあつたことを記載したとも考えられないだろうか。したがって、その理解でよければ、兼忠は賜姓された後に源氏爵でもつて従五位下に叙された皇孫源氏Bと考えられるのではないか。⁽⁶⁾

こうなると、皇孫源氏Bも氏爵等で無位から従五位下に叙される場合があるようだに、正六位上が初叙位だったのではないだろうか。

つまり、一世源氏と皇孫源氏Bの初叙位は蔭位とは無関係に正六位上とされ、また氏爵等は正六位上相当として直接従五位下に叙された。

第三節 皇孫源氏Aの例

最後に、皇孫源氏Aは仁明源氏に始まり、以後多く利用される。そして、定義上、皇孫源氏Aは皇孫蔭位に預かつた後に賜姓された者であり、令通り従四位下に叙されている。

最初の皇孫源氏Aである人康親王三子は、賜姓以前に皇孫蔭位に預かつたことが史料から確認できる。⁽⁶⁾つまり、前述した光孝源氏二人もこの例と同様である。

他にも『公卿補任』尻付より皇孫賜姓された者を見ると、延光は天慶九年（九四六）、師房は寛仁四年（一〇一〇）に従四位下に叙された後、同年中に賜姓されている。また平氏の例だが、前述の高棟も弘仁十四年（八二三）に従四位下に叙された後に賜姓されている。⁽⁶⁾

このように、皇孫源氏Aは蔭位に預かつた後に賜姓されたという理解で間違いない。したがって、尻付において従四位下から始まる者は皇孫源氏Aに該当すると考えられる。

第四節 まとめ

これまで、一世源氏と二世源氏・皇孫源氏B及び皇孫源氏Aの初叙位について検討してきた。単に賜姓源氏といつても、一世源氏は従四位上、二世源氏・皇孫源氏Bは正六位上、皇孫源氏Aは従四位下と、それぞれ異なる位階が与えられた。令の規定によって叙された皇孫源氏Aと違って、一世源氏や二世源氏・皇孫源氏Bがこれらの位階を叙されるにあたって、当然何か根拠があつたはずである。次章において、それらの位階の根拠について検討していく。

第三章 初叙位にみる賜姓源氏の特質

第一節 位階の根拠

① 一世源氏の場合

一世源氏の叙位は淳和朝から始まつた。当初は嵯峨の影響力が及んだが、淳和以降の天皇も弘仁詔の六位ではなく、従四位上を与えた。しかしながら、なぜ従四位上に叙したのかに關する史料は存在しない。

そもそも、一世源氏はどのように位置づけられたのかを考える必要がある。一世源氏は出自から皇孫の上に位置づけられるという指摘があるので、その位置づけを手掛かりにしたいと思う。

皇親身分で皇孫より上位となれば親王が該当する。親王は『養老官位令』1一品条で、一品から四品までの品位を授けられ、その品位に応じて太政大臣から八省卿までの任官を想定している。品位と官職の関係から、一品が一位に相当し、下限の四品は大納言（正三位）・大宰帥（従三位）・八省卿（中務卿正四位上、七省卿正四位下）に任官できるので、正三位（正四位下）に相当する。つまり、四品の下限は位階でいう正四位下となる。そうなると、四品の下限（正四位下）よりも下で皇孫蔭位（従四位下）よりも上すなわち従四位上となる。ここから、一世源氏の初叙位の根拠と考えられはしないだろうか。

要するに、出仕以前の一世源氏は身分上、「皇親」という枠組の中にあり、それが初叙位に反映されたことを意味するのではないか。そうなると、一世源氏は「親王より下かつ皇孫より上」になり、一世源氏は親王と皇孫の間に位置づけられたことになる。

他にも十世紀ではあるが、興味深い史料がある。それは『吏部王記』延長七年（九二九）二月十六日条で、元服時に高明と兼明が座つた場所に注目したい。

十六日、当代源氏（高明・兼明）一人元服。垂母屋壁代、撤書御座、其所立倚子（御座）。孫庇第二間有引入左右大臣座。其南第一間置圓座（藤原忠平・定之）一枚（冠者座）。置西面又圓座。前又置圓座。又其下置理髮具。皆盛柳筥。先両大臣被召著圓座。引入訖。還著本座。次冠者一人立レ座退下。於侍所改衣裝。此間両大臣給祿。於庭前拝舞。（不著沓。）出仙華門退出。於射場著沓撤祿。次冠者二人入仙華門、於庭中拝舞退出。參仁和寺帰参。先是宸儀御侍所倚子。親王・左右大臣以下近臣等同候。有盃酒御遊。兩源氏候此座。（候四位親王之次品）依仰也。奥方壁下也。深更大臣以下給祿。兩源氏宅、各調屯食廿具、令レ分諸陣所々。

二人には「四品親王之次」に候ずるようになると「仰」があるが、この「仰」は醍醐天皇によるものであろう。

つまり、醍醐は「源氏」と「親王」の身分上の区別を指摘している。しかも、「四品親王之次」と厳密である。それ故に、この「仰」の意味は重く、また無位の一世源氏の立場が明確に示されていると思われる。

次いで、『同』延長八年（九三〇）八月二十九日条は、無位の一世源氏の殿上の座次について、醍醐の意見が述べられている。

廿九日、云々、一世源氏等祇候。疑無位間、応服直衣否。又疑殿上侍座次。（源氏曰被聴昇殿）彈正親王縱容候氣色。上（醍醐天皇）曰、無位一世源氏出仕公庭之事、近年無其例。仁和以前有此事。須

レ問下遇_二彼時_一之人_上。但昔嵯峨太上皇始賜_二源氏姓_一。欲_レ使_二明朝臣對策_一。

〔源〕

詔曰、若及第時賜_二三位_一、當_二其對策時_一可_レ叙_二六位_一。則知、不

レ殊_二手人_一。或賜_二六位_一。爾時山田春興亦奉_レ詔、對學欲_二對策_一。

〔府〕

レ異_二其本意_一。天皇崩。明朝臣賜_二四位_一不_二對策_一。春興守先_二。

〔元〕

塵_二宣衣_一。所_レ未知也。又六位雖_二雜袍_一。不_レ能_レ服_二直衣_一。可_二相比定_一。

又座次理應_レ加_二六位上_一。雖_レ然就_二五位上_一四位下_一。得_レ適歟。抑須

レ問_二先例_一。

その後、『同』延長八年九月八日条で、無位であつても「四位下五位上」に位置することになった。

八日、辰時余詣_二左大臣宿所_一。桂芳房_二也_一刻依_二諸卿議_一。被_レ定_二无位

一世源氏座次_二可_レ著_二四位下五位上_一。

これについて、京楽真帆子氏は無位である限り、一世源氏の尊貴性は本来の秩序よりも上位に反映されたと指摘している。⁽⁷⁹⁾ 要するに、一世源氏は出仕前まで臣下とは異なる扱いであったことは明らかである。

さらに、注目したいのが皇親位階制である。その変遷と相当関係は庄司浩氏、押部佳周氏及び倉本一宏氏らによる成果がある。

皇親位階は、天武四年（六七五）に一位から五位までの冠位（諸王五位制）として始まり⁽⁸⁰⁾、天武十四年（六八五）に明冠四階と淨冠八階の計十二階（天武十四年制）に改正され、さらに皇子も授かることになった。⁽⁸¹⁾ そして、大宝令で親王は明冠四階、諸王は淨冠十四階の計十八階に改正され、親王は品位、諸王は諸臣と同じ位階秩序に属すことになった。

庄司氏は十四年制と令制の相当関係を平行移動か若干の昇叙とし、また薨卒の使用例から対応表を作成された。加えて、諸王五位制は令制の

一位_レ五位に相当し、既に令制の基礎があつたと述べた。⁽⁸²⁾

それに対して、押部氏は皇親の薨卒は、世系に基づいて使用されないと批判した。その上で、十四年制と令制の相当関係に朝服制から検討を加え、朝服は持統四年（六九〇）の改定で明冠規定がなくなり、皇親は淨冠に限定されたという。また令制下の皇親と諸臣の相当関係や十四年制から令制への移行実例に基づいて対応表を作られた。⁽⁸³⁾

一方、倉本氏は両氏の説を批判した上で、十四年制の明冠は朝服の関係から空位で、淨冠が実際の皇親冠位という。その後、令制への移行で親王は明冠四階（一品～四品）、諸王は淨冠十四階（正一位～從五位下）に改定されたが、十四年制の実質的最高位（淨大壹）と令制の最高位（正一位）を同格ととらえると、十四年制の最低位淨廣肆は令制の正四位下に相応すると指摘している。また冠位は固定的な族姓的身分標章で、空位（明冠）と皇子用冠位（淨大壹～淨大參）と諸王用冠位（淨廣參～淨廣肆）を分ける必要があるとして対応表を作成された。⁽⁸⁴⁾

庄司・押部両説と倉本説の違いは、下限の想定にある。表4は三氏の十四年制と令制の対応関係を示したものである（表4参照）。庄司・押部両氏は十四年制の下限淨廣肆を令制の從五位下に対応させたが、令制での淨冠追加にも従五位下までの範囲にあてはめたことで、対応関係が不自然になつてゐる。一方、倉本氏は十四年制の下限を令制の正四位下としているが、対応関係は整合性がとれてゐるので、倉本説が妥当と考える。

これまでの検討から、正四位下は親王四品の下限と皇親冠位の下限に結びついていた。もともと淨廣肆は諸王用冠位であつたが、令制移行で

諸王が位階秩序に組み込まれたことで空位となつた。それを皇子用冠位として拡張したことと、皇子の下限として線引きされたと考えられないだろうか。

したがつて、一世源氏は「皇子」かつ臣下であるから、正四位下より下とされた。翻つて、定と融が「今上皇子」として正四位下以上に叙された例や遡れば長屋王が正四位上に叙された例からも正四位下を「皇子」の下限として認識していたのではないか。⁽³⁶⁾

このように、一世源氏の従四位上という位階には皇子の下限位階である正四位下よりも臣下として下位であり、なおかつ「皇子」として皇孫より上位が求められた。要するに、一世源氏が「親王より下かつ皇孫より上」という身分に位置づけられたことは、出仕以前において皇親の範囲内にあつたことを示唆している。

② 二世源氏・皇孫源氏Bの場合

二世源氏は皇孫としての血統を背景とした優遇は認められず、普通の貴族として扱われたといふ。⁽³⁷⁾しかし、正六位上は臣下の蔭位でいう一位の庶子で、一世源氏が必ずしも一位ではないことは既に言及したところである。もし親の位階とは無関係に正六位上を一律に授けられたとすれば、二世源氏への叙位は臣下としての蔭位ではなく、それはむしろ世系に則つた皇親蔭位に基づく叙位に近いのではないだろうか。

皇親蔭位は、『養老選叙令』⁽³⁸⁾蔭皇親条が該当するが、延暦詔により改定されたので、この改定された皇親蔭位を検討してみたい。

丙寅。詔曰。皇親之蔭。事具二令條。而宗室之胤。枝族已衆。欲

加二榮班。難可周及。是以。進仕無レ階。白首不レ調。眷言於此。実合二矜恕。宜下其四世五世王。及五世王嫡子年滿廿一者叙中正六位上。但庶子者降ニ階ニ叙。自今而後。永以為例。

これによれば、皇孫と三世王は令のままで、四世王と嫡子の六世王は満二歳になれば正六位上に叙されることになった。

ここで重要なのは、皇親以外にも適用されることである。二世源氏は当然皇親の範囲外であるが、正六位上を初叙位とするので、彼らにも延暦詔が適用されたと考えられる。それに良岑氏の二世も正六位上を初叙位としているので、既に先行事例として適用されていたことになる。それが二世源氏にも適用されたと考えられる。

次いで、皇孫源氏Bは賜姓を契機に皇親ではなくなり、皇孫として受けた待遇を失つた。しかし、先例となつた在原氏や久賀氏も初叙位を迎えた時、父が親王の二氏を臣下の蔭位に準じて叙すことはできない。むしろ、皇親蔭位に則る方が自然である。そう考えれば、皇孫源氏Bもまた延暦詔が適用されたと想定される。

このように、二世源氏・皇孫源氏Bに延暦詔が適用されたのは、両者が「皇孫」に該当する血統であり、虎尾氏のいう特別視された存在だつたからともいえよう。⁽³⁹⁾また従五位下ではなく正六位上を起点としたのは通貴との境目もあるうが、あくまでも賜姓された臣下であることを示すためと思われる。

要するに、四世王（皇親）から五・六世王（皇親の範囲外）までに及ぶ蔭階に対応させたことは、やはり二世源氏・皇孫源氏Bも皇親の系譜を引く血統であり、臣下でもあるという二面性を示しているのではない

か。つまり、彼らは一世源氏より尊貴性は劣るが、それでもなお初叙位においては、他氏族より優遇されていたと考えられる。

第二節 他氏族における事例

最後に、他氏族においても異例の初叙位があつたのかを付け加えておきたい。加納氏によれば、延暦以降、藤原氏は二〇歳未満の初叙位がみられ、次第に弱年化傾向にあるという。九世紀には蔭階規定はほぼ遵守されず蔭位制度を基盤として出身の有利化を特授という合法的な手段で慣習化させ、基經三子の叙爵へと昇華させたと述べており、六国史内では藤原緒嗣と藤原時平が知られる。

緒嗣は殿上で加冠した上に正六位上に叙された。父百川の極位は従三位であるから、正六位上は蔭位よりも上位となる。その優遇は、父百川の桓武即位に対する功績に報いるものであったという。⁽⁹³⁾

次に時平は仁寿殿において光孝自ら加冠して、宸筆で正五位下に叙された。父基經は当時従一位で、時平は嫡子であるから蔭位は従五位下となるはずだが、二階上を授けられた。⁽⁹⁴⁾ 基經と光孝は女性を介した近親關係であり、また基經は光孝即位の立役者でもある。

二人の共通点は天皇即位へ尽力した者の子で、内裏で元服・叙位したことである。また国史に詳述されたのは特例であった証拠であろう。

そして、加納氏は基經三子の叙位を年齢や父祖の位階とは関わりない点で蔭位制度上極めて重要で、嫡庶の別なく、法令でもない慣習により叙位されたという共通点から、賜姓源氏の叙位方式を模倣したのではなく、いかと指摘する。⁽⁹⁵⁾ それは逆に、賜姓源氏の初叙位は基經三子に叙位が行

われるまで優遇されていたことを物語っている。

第三節 まとめ

賜姓源氏の初叙位は他氏族に比して優遇されたことが明らかとなつた。それは賜姓源氏が出仕以前、「皇親」もしくはそれに準じると認識されていたからであろう。したがつて、一世源氏なら皇親位階制に基づいた慣例から従四位上を原則とし、承和初年には定まつたと想定される。また二世源氏・皇孫源氏Bは延暦詔が適用され、一律に正六位上が基本の位階となつた。

もつと言えば、弘仁詔の六位が三人の先行事例に起因することは既に述べたが、その三人の位階もまた延暦詔によるのではないか。

それではなぜ、嵯峨源氏は「皇子」として皇親位階制に基づいて叙されたのか。それは三人と嵯峨源氏の目的の違いに求められるのではないか。三人がそれぞれ異なる姓を賜つたのに對して、嵯峨源氏はみな同じ姓を賜つている。つまり、三人が「皇子」として叙位されなかつたのは賜姓すること自体が目的だったのに對して、嵯峨源氏は賜姓することが目的のための手段だつたのではないか。

そして、嵯峨源氏は先例として、承和二年勅・仁寿三年勅に賜姓を正当化するために用いられる。特に、仁寿三年勅では賜姓を「已為『成式』」と表現している。つまり、賜姓源氏が慣例となり、それに伴つて初叙位も慣例として定着していたことを意味する。

さらに、二世源氏や皇孫源氏Bの叙位に延暦詔が採用されたのは三人の適用事例に加えて、皇孫の血統にある彼らをただの優遇ではなく、蔭

位制を逸脱しない範囲で上位に据えるためであった。そして、それを法規によって保証することに意味があつたと考えられる。

つまり、賜姓源氏の初叙位は慣例や既存の法の応用で、それが次第に慣例化したものと思われる。

終わりに

筆者は旧稿で、賜姓源氏の創出目的は「天皇輔弼」であり、天皇がミウチとして天皇輔弼に堪えうるよう、「源朝臣姓」の価値を高めたことで、「源朝臣姓」に「天皇輔弼」が内包されたと論じたことがある。⁽⁹⁸⁾その理由の一つとして、初叙位で従四位上を与えたことを挙げた。

今回の考察から、皇親は蔭位制によってのみ位階と結びついたが、賜姓源氏は皇親出身の臣下として位階と結びついたことで、逆説的に「皇親」としての性格や特殊性が高まって叙位の優遇に至った。

その優遇を与えたのは天皇であり、その優遇の意味は「天皇輔弼」に堪える地位に早期に据えるためだつたのではないだろうか。

しかし、その目的・意団とは裏腹に賜姓源氏は次第に輔弼の臣としての優位性を失う。それは橋本氏が指摘したように賜姓源氏は、藤原氏とは逆に貴種から宮廷官僚に脱皮することが必要とされた。⁽⁹⁹⁾

そして、基経三子が寛平年間に初叙位を通して「貴種」に位置づけられるに至つて、⁽¹⁰⁰⁾賜姓源氏の官僚化が進む。つまり、藤原氏の優位性が高まるのと軌を一にして、賜姓源氏が一般化され、官僚と位置づけられることになつたと考えられる。

本稿は史料上の根拠が明示されたものではないが、これをもつて賜姓源氏の初叙位についての見解としたい。なお出仕後の賜姓源氏がどのように扱われたのか、また賜姓源氏がいかにして貴種から脱皮したのか等については、今後の課題としたい。

【追記】

本稿は、平成二十七年十月二十一日に早稲田大学で行われた歴史学研究会日本古代史部会の十月例会で報告したものを作筆・修正したものである。

註

(1) 石母田正「古代官僚制」『日本古代国家論 第一部』岩波書店、一九七三年、八頁

(2) 吉住恭子「皇親と賜姓皇親」『史窓』五八、二〇〇一年、一八七・一九一・一九五頁

(3) 宇根俊範A「賜姓」に関する考察』『史学研究』一二三九、二〇〇三年、五〇一〇頁。また吉江崇「平安前期の王権と政治」(『岩波講座日本歴史 第四卷 古代四』岩波書店、二〇一五年、一四〇頁)は嵯峨が皇別の代表源氏と神別の長藤原氏とが氏族の頂点に位置する姿を『新撰姓氏錄』の編纂を通じて明示したと述べている。

編纂時期も源氏創出前後であり、嵯峨は当初から新氏族である源氏を藤原氏と同等にみなそうとしたと考えられる。

(4) 『類聚三代格』卷十七、弘仁五年五月八日詔(以下、弘仁詔という。)

(5) 『西宮記』卷一、五日叙位儀

(6) 『類聚三代格』卷十七、承和二年四月二日勅・仁寿三年二月十九日勅
・貞觀十五年四月廿一日勅・元慶八年四月十三日勅。林陸朗 A 「賜姓源
氏の成立事情」(同『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九年、
二五八頁)は弘仁詔以後の詔勅が位階に言及しないのは、嵯峨源氏でさ
え位階を守らなかつたので、以後も六位に叙す意志がなかつたからと述
べている。

(7) 林陸朗 B 「嵯峨源氏の研究」(『國學院雑誌』六三一—〇・一、一九
六二年。後に同『上代政治社会の研究』吉川弘文館、ここでは再録参照。
二三一頁)と林註(6)前掲A論文(二五八頁)

(8) 安田政彦「平安時代の『皇親勢力』」(『続日本紀研究』三〇九、一九
九七年。後に同『平安時代皇親の研究』吉川弘文館、ここでは再録参照。
一五〇—六頁)

(9) 橋本義彦「貴族政権の政治構造」(『岩波講座日本歴史四 古代四』岩
波書店、一九七六年、三三頁)と宇根俊範 B 「氏爵と氏長者」(坂本賞
三編『王朝國家国政史の研究』吉川弘文館、一九八七年、四〇—四一
頁)

(10) 加納宏志「九世紀における蔭位制度の実態的考察」(『金城短期大学紀
要』六、一九八二年、一二二頁)

(11) 仁藤敦史「蔭位授与制度の変遷について―慶雲三年格を中心にして」
『歴史学研究』五九一、一九八九年。後に同『古代王権と官僚制』臨
川書店、ここでは再録参照。一六一—一六二頁)

(12) 『令集解』選叙令34授位条所引延暦十四年十月八日官符

(13) 『日本後紀』延暦十五年十二月丙寅条(以下、延暦詔といふ。)

(14) 『続日本紀』慶雲三年二月庚寅条

(15) 『類聚三代格』卷十七、延暦十七年閏五月廿三日勅

(16) 藤木邦彦「奈良平安期における皇親賜姓について」(『國士館大学人文

学会紀要』二、一九七〇年。後に「皇親賜姓」に改題し、同『平安王朝
の政治と制度』吉川弘文館、ここでは再録参照。一三三三頁)

(17) 平野博之「諸王叙位の法制史的背景―八世紀の諸法令の解釈をめぐつ
て」(『日本歴史』三一七、一九七四年、二二一—二三二頁)

(18) 虎尾達哉「孫王について」(『続日本紀研究』二五六、一九八八年。後
に同『律令官人社会の研究』塙書房、ここでは再録参照。一三七一—四
四・一四八頁)

(19) 池知正昭「奈良朝皇親賜姓の意義」(『青山学院大学文学部紀要』三一、
一九八九年、三六一—四〇頁)

(20) 亀田隆之「親王・王の子の叙位について」(『続日本紀研究』一〇〇、
一九六二年。後に「親王・王の子の叙位」に改題し、同『日本古代制度
史論』吉川弘文館、ここでは再録参照。一二〇—一二四頁)は、長屋王
と吉備内親王所生の王(長屋王の子)を例外とした。長屋王は太政大臣
高市皇子の子で、当時の太政大臣が皇太子となりうる者が就くという理
解から長屋王が「皇太子」の子として叙位されたとする。また吉備所生
の王は皇孫に入れるとした靈龜元年二月丁丑勅により皇孫として叙位さ
れた。それは元明天皇が女吉備の優遇だけではなく、長屋王の皇位継承
者に準じうる政治的立場を多分に反映したものとする。そして、橘諸兄
政権では他所生子も政治的事情により叙位されたことを示された(一二
五〇—一三三頁)。

(21) 佐藤直子「叙位・任官にみる奈良時代の皇親の地位―「天智系皇
統」「天武系皇統」の存在をめぐつて」(『東洋大学大学院紀要』三一、一
九九四年、五七〇頁)

(22) 表1の高尚王は正五位下とあるが、典拠の『日本三代実録』は『類聚
国史』によつて叙位を記載し、『類聚国史』は柳本によつて「正五位
下」の「正」を補つた経緯がある。また系譜・世系も不明で、別勅处分

の実例がないことから「正五位下」には疑問が残る。

太政官符

定「文章博士官位」事

- (23) 加納註 (10) 前掲論文 (一〇頁)
(24) 佐藤註 (21) 前掲論文 (五五七頁)

(25) 叙位記事がない時や人名を列挙しない時もあるので、表1が全てではないが、長く叙されず無位に据え置かれた王がいた可能性は否定できない。また高尚王は世系不明のため除いている。

- (26) 諸勝と岡成の賜姓は『続日本紀』延暦六年二月庚申条、安世の賜姓は『公卿補任』弘仁七年項によれば延暦二十一年である。

(27) 諸勝は『日本後紀』弘仁元年九月丁未条、岡成は『同』弘仁元年十一月戊午条、安世は『類聚国史』(卷九十九、職官四、叙位四。以下、『類聚国史』は同巻による。)大同四年六月壬午条から、それぞれ正六位上から従五位下への昇叙である。

- (28) 『公卿補任』弘仁七年項

- (29) 林註 (7) 前掲B論文 (二三一頁)

- (30) 『日本三代実録』貞觀五年正月丙寅条

- (31) 『続日本後紀』承和五年十一月辛巳条

- (32) 註 (30) 史料に淳和は定を親王にしようとしたと画策したとある。岩田真由子(『元服の儀からみた親子意識と王権の変質』『ヒストリア』二二三、二〇〇八年、八三~八七頁)は、淳和が恒世親王亡き後、定を親王にして後継者にしようとしたと指摘する。しかし、定を後継者にするための殊遇とするには出自に欠点がある。むしろ寵愛の延長線上に殊遇があつたと考えられるのではないか。ただし、定が殊遇されたことは疑いの余地がないので、今後は淳和にどのような意図があつたのか検討する必要がある。

- (33) 『日本三代実録』貞觀十八年五月癸卯条

- (34) 『類聚三代格』卷五、弘仁十二年二月十七日太政官符

右依「去天平二年三月廿七日格」置「件官員」定「正七位下官」。今被「右大臣宣」稱。奉「勅」案「唐令」國子博士正五品上官。其文章博士宜「易前格」定「従五位下官」。

弘仁十二年二月十七日

もともと文章博士は天平二年に正七位下官として設置されたが、この官符によつて従五位下官に格上げされた。

(35) 林註 (7) 前掲B論文 (二三二頁)。また文章道が隆盛していた当時、嵯峨在位中に官位相当を格上げしている。そのなかで、実子の文章生補任に伴つて文章博士よりも上の位階を授けることをよしとしたいどうか。まして、嵯峨の意図をくんだ文章生補任なので、この叙位もまたその意向を反映させたものではないだろうか。

(36) 『続日本後紀』承和三年正月丁未条に「四歳で正五位上〔=類聚国史〕同日条は正六位上とする。」から従四位上への昇叙とあり、出仕まもなく六階も昇叙されたことになる。特に、注目すべきは承和二年に仁明が賜姓の勅を発したことである。例外の一世源氏を残さないためにも、勅後の最初の叙位で四位昇叙でもつて一世源氏の従四位上の固定化を促したと考えられるのではないだろうか。

(37) 『日本文德天皇実録』仁寿元年十一月甲午条。頭註の廣本傍書によれば正五位上となるが、『類聚国史』同日条は正六位上とあるので、ここでは正六位上をとる。

- (38) 『日本三代実録』貞觀十一年八月壬子条

- (39) 林註 (7) 前掲B論文 (二三三頁)

(40) 啓は仁寿元年に二十四歳で正六位上から従四位上に昇叙され、年齢的にも正六位上が初叙位と思われる。また常の蔭位では正六位上にならない

ので、後述する二世源氏として叙された可能性がある。

(41) 林註 (7) 前掲B論文 (二三一頁)

(42) 川崎庸之「時代と人物・古代」『日本人物史大系』第一巻、朝倉書店、一九六一年。後に「歴史と人物・古代」に改題し、同『川崎庸之歴史著作選集第一巻 記紀万葉の世界』東京大学出版会、ここでは再録参照。

三五八頁) は「恐らくは譲位を間近にひかえた淳和天皇が、嵯峨上皇の意を迎えて、若き皇太子(後の仁明天皇、信と同年)の周囲を固めようとする意図に出たものであろう」としている。それに対して、林註

(7) 前掲B論文 (二三六・二四一頁) は「恐らく嵯峨太上天皇の意を迎えた淳和天皇の意図からでたものであろう」と川崎説と同じ理解をしているが、「川崎氏のように解すると、やや気になることは、淳和天皇は最初、皇太子を定めるに当つて、まず自分の子である恒世王を立てん」とし、王の固辞にあつて、改めて正良親王(のち仁明)を皇太子としたといういきさつが介入していることを注意している。両説は配慮の時期に差があるが、淳和が仁明へ配慮したことは一致している。また一方で、加納註 (10) 前掲論文 (一一〇一三頁) では、むしろ「皇親勢力の拡大を狙つたものと言わざるを得」ず、淳和朝から藤原北家の再進出が、天皇権力をおびやかし始めたことで「天皇と最も親しい存在である賜姓源氏を、皇親勢力の藩屏として、その出身において最優遇する必要性が生じてきたのではないか」と述べている。

(43) 『日本三代実録』貞觀十二年二月丙申条
(44) 註 (6) 史料 (元慶八年四月十三日勅) に同じ
(45) 元長は『日本三代実録』貞觀五年正月庚午条、兼善は『同』貞觀十一

年正月乙丑条
(46) 是忠は『公卿補任』元慶八年頃から貞觀十七年正月、近善は『日本三代実録』元慶元年十一月戊午条、貞恒は『同』元慶七年正月甲戌条

(47) 『日本三代実録』元慶八年五月戊子条

廿九日戊子。授左衛門佐從五位上源朝臣是忠正四位下。信濃守從五位下源朝臣近善。散位從五位下源朝臣貞恒並從四位上。從四位下源朝臣忠子從三位。並是今上皇子也。

(48) 『御堂関白記』寛仁元年八月六日条において敦明が皇太子辞退の意を藤原道長に伝え、二十五日条で小一条院の尊号を奉じている。

(49) 『公卿補任』寛徳三年頃。賜姓の時期は不明だが、長久二年に從四位上に叙されているので、この時までに賜姓されたのだろう。

(50) 註 (6) 史料 (承和二年四月二日勅) に同じ

(51) 表3は計四七例あるが、本論中で挙げなかつた一〇例は任官や一度目以降の叙位等と思われ、叙位過程がわからぬものである。

(52) 林註 (7) 前掲B論文 (二四七頁)

(53) 仮に二世源氏の蔭位が從五位下や正六位上とすれば、親である一世源氏の極位は一位となる。しかし、その条件に見合うのは生前では融しかない。また贈位の一位では常・信・光・能有(贈正一位)、多(贈從一位)がいるが、贈位に基づく蔭位は『養老選叙令』³³贈官条で王事以外は一等下げるところから、贈位でも二世源氏への蔭位は正六位上にはならない。つまり、二世源氏の叙位は臣下の蔭位ではなかつたと考えられる。

(54) 田島公「氏爵」の成立—儀式・奉仕・叙位』『史林』七一一、一九八八年、六七〇六九・七九〇八三頁) は氏爵の成立が貞觀年間に遡ると指摘しており、推舉する氏長者も当然その時からいたことになる。今後は氏長者の成立を含めて再検討する必要があろう。

また『国史大辞典』の「氏爵(うじのしゃく)」の項に藤木邦彦氏が「平安時代から、毎年正月六日(七日、または五日)の叙位の儀に際し、王氏・源氏・藤原氏・橘氏などの正六位上の者のうちから毎年各一人、

各氏長者（橘氏は是定、王氏は第一親王のちは是定）から申請した者に対し、従五位下を与えること」と述べており、正六位上である者が氏爵の対象となる。

(55) 伊陟は貞元二年頃、俊賢は正暦六年頃、経房は寛弘二年頃による。

(56) 『尊卑分脈』第四篇（三頁）。良岑氏は安世を祖とするが、この五人以外にも子がいたとも考えられる。ただし、ここでは確實に安世の子とわかる者のみを対象とする。

(57) 木連は『類聚国史』天長八年正月癸卯条、長松は『続日本後紀』承和七年十二月庚申条、宗貞は『同』承和十二年正月甲寅条、清風は『同』嘉祥二年正月壬戌条、晨直は『日本三代実録』貞觀九年正月戊申条

(58) 卒・入滅時の年齢から註（57）史料の初見年齢を逆算すると、木連は『続日本後紀』嘉祥二年六月庚戌条から二八歳、長松は『日本三代実録』元慶三年十一月乙丑条から二七歳、宗貞は『本朝皇胤紹運録』、清風は『日本三代実録』貞觀五年四月丁未条から三〇歳となる。そして、正六位上への叙位はこの年齢以前なので、正六位上が初叙位であつた可能性が高い。

(59) 加納註（10）前掲論文（一四頁）

(60) 知努王の賜姓は『続日本紀』では天平勝宝四年九月乙丑条、『公卿補任』天平勝宝四年頃では同年八月二十三日とする。大市王は『公卿補任』天平宝字九年頃で天平勝宝四年九月七日とある。

(61) 『公卿補任』承和十年頃

(62) 高岳親王の子は『日本三代実録』貞觀十七年二月丙辰条から弘仁初年に、阿保親王の子は『同』元慶四年五月辛巳条から天長三年に賜姓されたとある。

(63) 仲平は『類聚国史』天長十年正月乙未条、業平は『続日本後紀』嘉祥二年正月壬戌条。ただし、業平は『日本三代実録』貞觀四年三月乙亥条

で正六位上から従五位上への昇叙とあり、頭註に六位に下げられたかとされている。しかし、下がつた根拠がないため、ここでは従五位下をとる。

(64) 善淵は『日本文德天皇実録』嘉祥三年四月甲子条、安貞は『日本三代実録』天安二年十一月甲子条、行平は『続日本後紀』承和八年十一月丙辰条、守平は『日本文德天皇実録』天安元年正月丙午条

(65) 『日本紀略』弘仁九年八月甲戌条

(66) 三夏は『続日本後紀』承和五年正月丙寅条、三常は『日本文德天皇実録』齊衡三年正月辛亥条

(67) 『公卿補任』天暦八年頃

(68) 註（5）前掲史料

(69) 林註（6）前掲A論文（二五九頁）と宇根註（9）前掲B論文（七一頁）

(70) 『公卿補任』寛弘六年頃

(71) 註（5）前掲史料

(72) 註（6）史料（貞觀十五年四月廿一日勅）に同じ。この勅で、清和は皇孫以下にも王号の放棄を求めており、清和皇孫は従四位下に叙される前に賜姓された可能性がある。

(73) 叙位は興基が『日本三代実録』貞觀八年正月甲申条、興範は『同』元慶元年正月乙亥条、興扶は『同』元慶六年正月庚戌条で無位から従四位下へ。賜姓は興基が『同』元慶四年二月壬辰条、興範と興扶は『同』元慶六年七月辛丑朔条

(74) 延光は『公卿補任』康保三年頃。師房は『同』治安四年頃に加え、『左經記』寛仁四年十二月二十六日条や『小右記』寛仁四年十二月二十八日条においても賜姓の日についての記載がある。

(75) 註（61）史料に同じ

(76) 後三条源氏の有仁は皇孫でありながら、従三位に叙されたと『公卿補任』

任』元永二年頃にあるが、有仁には政治的な理由が含まれている。父輔仁と叔父白河院の皇位に絡む問題の末に、輔仁の皇位は絶たれることになった。それ故に、有仁は賜姓され、『中右記』元永二年八月十四日条が「今度叙三位、依_三父親王之哀憐_一歟」と表現したように白河院による処置がされたと思われる。

(77) 目崎徳衛「政治史上の嵯峨上皇」『日本歴史』二四八、一九六九年、

一八頁)は、仁明即位後の承和年間は嵯峨の影響力が顕著であると述べている。加えて、林註(7)前掲B論文(二三六頁)や川崎註(42)前掲論文(三五八頁)では淳和朝においても嵯峨の影響力が反映されたことを示している。

(78) 安田註(8)前掲論文(一五頁)と加納註(10)前掲論文(一二頁)

(79) 京樂真帆子「律令的秩序と親王」『寧樂史苑』三五、一九九〇年、一四〇一五頁

(80) 『日本書紀』天武四年三月庚申条から『同』天武十二年十二月丙寅条までの間で一一例が確認できる。

(81) 『日本書紀』天武十四年正月丁卯条

丁卯。更改爵位之號。仍増加階級。明位一階。淨位四階。每_レ階有_二大広。并十二階。以前諸王已上之位。(後略)

(82) 『続日本紀』大宝元年三月甲午条

甲午。(中略)始依_レ新令。改_レ制官名位号。親王明冠四階。諸王淨冠十

四階。合十八階。(後略)

(83) 庄司浩「天武十四年皇親冠位制について」『立正史学』三四、一九七〇年、一九〇二五頁

(84) 押部佳周「皇親の冠位・位階制について」『続日本紀研究』一五五・一五六、一九七一年、一五・一九〇二〇頁

(85) 倉本一宏「皇親冠位の変遷について」『続日本紀研究』二四九、一九

八七年。後に「律令制成立期の政治体制」に改題し、同『日本古代国家成立期の政権構造』吉川弘文館、二二二では再録参照。一四四〇一五六頁)は律令成立期、全官司・使節は諸臣(マエツキミ層)が実務を分掌し、皇親が上部で統括する二重管轄方式であるから、皇親冠位は諸臣冠位よりも上位になる。また皇親冠位は令制の皇親位階よりも相対的に高位であったと述べている。

(86) 『続日本紀』慶雲元年正月癸巳条。長屋王の扱いについては、亀田註

(20) 前掲論文による。

(87) 安田註(8)前掲論文(二二〇頁)

(88) 註(13)史料に同じ

(89) 虎尾註(18)前掲論文

(90) 『養老名例律』13五位以上妾条

(91) 加納註(10)前掲論文(六〇七頁)

(92) 『続日本紀』宝龜十年七月丙子条で贈從二位、その後、『日本紀略』弘仁十四年五月己未条で贈正一位となつてゐるが、緒嗣の初叙位段階では蔭位での正六位上にはあたらない。

(93) 『続日本後紀』承和十年七月庚戌条

(94) 『日本三代実録』仁和二年正月壬午条

(95) 『尊卑分脈』第二篇(三五六頁)

(96) 加納註(10)前掲論文(一五〇二一頁)

(97) 註(6)史料(承和二年四月二日勅・仁寿三年二月十九日勅)に同じ。

文徳は仁寿三年に賜姓の勅を発したが、仁寿元年に嵯峨源氏の啓が從四位上に昇叙されたこととは無関係ではないと思われる。来る皇子賜姓に向けて、一世源氏の啓が事情があつたにせよ正六位上でいることはふさわしくないので、事前に一世源氏のあるべき位階に上げる必要があつたのではないか。そのため、承和の例(寛)と同様に特授の形で一度に六

階という昇叙が行われたと思われる。

(98)拙稿「賜姓源氏創出の論理と変遷」『法政史学』八三、二〇一五年、六〇九頁

(99)橋本註(9)前掲論文(三三三頁)

(100)加納註(10)前掲論文(一四頁)は賜姓源氏の貴種から宮廷官僚への脱皮は「十世紀まで待たねばならぬ」かったとしたが、その時期には基経三子のうち藤原仲平(『宇多天皇実録』寛平二年二月十三日条)や藤原忠平(『同』寛平七年八月二十一日条)への元服叙爵が知られる。加えて、忠平の叙位記事は時平や仲平と違つて簡略化されていることから、同氏(一七頁)は「正五位下初叙方式がすでに慣例として定着してしまつたことを如実に物語つている」と述べており、寛平年間には基経子が貴種へ至つたと考えられる。

このように、忠平を契機とした蔭位制に基づかない叙位が藤原氏にも定着したこと、賜姓源氏固有であった叙位方式の優位性は低下した。それはつまり、寛平年間までは賜姓源氏が貴種として優位性を有した存在だったことを裏付けると思われる。

(えど・しゅんすけ 法政大学大学院人文科学研究科博士後期課程)

表1 『日本後紀』以降の諸王の初叙位

叙位年月日	諸王	初叙位(年齢)	系譜	備考
『類国』大同5年正月戊申条	平野王	従四位下(30)		『紀略』天長6年6月丁卯条(卒、49) 『類国』にもみえる。
『後紀』弘仁3年正月丙寅条	石野王	従五位下		
『類国』弘仁7年10月辛酉条	石作王	従五位下		
『類国』弘仁13年正月己亥条	豊江王	従五位下(27)	光仁三世孫(高橋王子)	『三実』貞觀5年7月丙午条(卒、68)
『類国』弘仁14年正月癸亥条	高棟王	従四位下(20)	桓武皇孫(葛原子)	『三実』貞觀9年5月丁巳条(薨、64)
『類国』弘仁14年4月辛亥条	繼枝王	従四位下	桓武皇孫(伊予子)	『続後紀』承和13年10月乙未条(卒)
『類国』弘仁14年11月庚午条	永野王	従五位下		
『類国』占野王		従五位下		『続後紀』承和5年8月乙未条(卒)
『類国』天長2年正月辛亥条	善棟王	従四位下		
『類国』天長3年正月甲戌条	高枝王	従四位下(25)	桓武皇孫(伊予子)	『文実』天安2年5月乙亥条(薨、57)
『類国』天長6年正月戊子条	正躬王	従四位下(31)	桓武皇孫(萬多子)	『三実』貞觀5年5月癸亥朔条(卒、65)
『類国』天長8年正月癸卯条	眞福良王	従五位下		
『類国』天長9年正月辛丑条	道野王	従四位下	桓武皇孫(賀陽子)	『文実』齊衡2年3月壬辰条(卒)
『安宗王		従五位下		
『続後紀』天長10年3月癸巳条	正行王	従四位下(18)	桓武皇孫(萬多子)	『文実』天安2年7月己巳条(卒、43)
『続後紀』承和2年正月癸丑条	嶋江王	従五位下		
『続後紀』承和3年正月丁未条	時宗王	従四位下		『三実』天安2年9月丙戌条(卒)
『続後紀』承和4年8月丁巳条	正道王	従四位下(15)	淳和皇孫(恒世子)	『続後紀』承和8年6月庚戌条(卒、20)
『続後紀』承和7年正月甲申条	世宗王	従四位下		
『続後紀』承和8年11月丙辰条	茂世王	従四位下	桓武皇孫(仲野子)	
『続後紀』承和11年正月庚寅条	基枝王	従四位下(21)	桓武皇孫(葛井子)	『三実』元慶5年11月丙寅条(卒、58)
『房世王		従四位下	桓武皇孫(仲野子)	
『続後紀』承和14年正月甲辰条	礪江王	従五位下		
『続後紀』嘉祥2年正月壬戌条	貞内王	従四位下		
『安原王		従五位下		
『文実』嘉祥3年4月甲子条	雄風王	従四位下(37)	桓武皇孫(萬多子)	『文実』齊衡2年6月癸卯条(卒、42)
『利基王		従四位下(29)	桓武皇孫(賀陽子)	『三実』貞觀8年正月辛丑条(卒、45)
『文実』仁寿3年正月戊戌条	当世王	従四位下	桓武皇孫(仲野子)	『文実』齊衡2年8月己丑条(卒)
『文実』齊衡元年正月壬辰条	内宗王	従五位下		
『文実』齊衡2年正月戊子条	輔世王	従四位下	桓武皇孫(仲野子)	『三実』元慶3年6月癸未条(卒)
『連扶王		従五位下		
『文実』齊衡3年正月辛亥条	棟貞王	従四位下	桓武皇孫(葛井子)	
『文実』天安元年正月丙午条	時佐王	従四位下		
『繁原王		従五位下		
『文実』天安2年正月庚子条	忠貞王	従四位下(39)	桓武皇孫(賀陽子)	『三実』元慶8年8月乙卯条(卒、65)
『住世王		従五位下		
『秀世王		従四位下	桓武皇孫(仲野子)	
『廣山王		従五位下	桓武皇孫(葛井子)	『三実』貞觀5年正月乙酉条(卒)
『棟良王		従四位下	桓武皇孫(葛井子)	『三実』元慶元年5月丁卯条(卒)
『久須繼王		従五位下		
『潔世王		従四位下(41)	桓武皇孫(仲野子)	『三実』元慶6年4月庚子条(卒、63)
『興我王		従五位下	光孝皇孫(是忠子)	
『良秀王		従四位下		『三実』元慶7年12月壬子条(卒)
『元長王		従四位下	仁明皇孫(光孝子)	
『大山王		従五位下		
『忠範王		従四位下	桓武皇孫(賀陽子)	『三実』元慶4年2月庚寅条(卒)
『朝右王		従四位下		
『興基王		従四位下(13)	仁明皇孫(人康子)	『紀略』寛平3年9月丁巳条(卒、38)
『基世王		従四位下	桓武皇孫(仲野子)	
『有佐王		従四位下		
『兼善王		従四位下	仁明皇孫(光孝子)	『三実』元慶3年4月甲申条(卒)
『眞宗王		従五位下		
『興範王		従四位下	仁明皇孫(人康子)	
『高尚王		正五位下		註(22)参照
『正内王		従四位下	嵯峨皇孫(糞良子)	『三実』元慶4年4月己亥条(卒)
『和王		従四位下	光孝皇孫(是忠子)	
『輔相王		従四位下		
『時影王		従五位下		
『興扶王		従四位下	仁明皇孫(人康子)	『三実』元慶8年正月辛巳条(卒)
『忠柄王		従五位下		
『良末王		従四位下		
『十世王		従四位下(52)	桓武皇孫(仲野子)	『紀略』延喜16年7月丙辰条(薨、84)
『令扶王		従五位下	光孝皇孫(是忠子)	
『直寔王		従四位下		
『是行王		従四位下		
『兼覽王		従四位下	文德皇孫(惟喬子)	
『幸世王		従五位下		
『在世王		従四位下	桓武皇孫(仲野子)	
『興統王		従四位下		
『行方王		従五位下		

従四位下以外はゴシックにし、系譜は国史の薨卒伝や『本朝皇胤紹運録』(以下、『紹運録』)による。

年齢は没年齢から逆算し、典拠は『日本後紀』を『後紀』、『続日本後紀』を『続後紀』、『日本文徳天皇実録』を『文実』、『日本三代実録』を『三実』、『類聚国史』を『類国』、『公卿補任』を『補任』、『日本紀略』を『紀略』と略す。標記方法は他の表も同様である。

表2 一世源氏の初叙位

系統	叙位年月日	一世源氏	初叙位(年齢)	備考
嵯峨源氏	天長2年冬	源信	従四位上(16)	『三実』貞觀10年閏12月丁巳条(薨、59)
嵯峨源氏	天長5年	源弘	従四位下(17)	『三実』貞觀5年正月戊子条(薨、52)
嵯峨源氏	天長5年正月	源常	従四位下(17)	『文実』齊衡元年6月丙寅条(薨、43)
嵯峨源氏	『類国』天長9年正月辛丑条	源明	従四位上(19)	『文実』仁寿2年12月辛巳条(卒) 年齢は『新撰姓氏録』による。
嵯峨源氏	『類国』天長9年正月辛丑条	源定	従三位(18)	『三実』貞觀5年正月丙寅条(薨、49)
嵯峨源氏	『続後紀』承和2年2月戊子条	源鎮	従四位上	
嵯峨源氏	承和3年以前	源寛	正六位上 (24以前)	『三実』貞觀18年5月癸卯条(卒、64)
嵯峨源氏	『続後紀』承和5年11月辛巳条	源融	正四位下(17)	『紀略』寛平7年8月己酉条(薨、74)
嵯峨源氏	『続後紀』承和5年11月癸未条	源生	従四位上(18)	『三実』貞觀14年8月庚子条(卒、52)
嵯峨源氏	『続後紀』承和12年正月甲寅条	源安	従四位上(24)	『文実』仁寿3年4月戊子条(卒、32)
嵯峨源氏	『続後紀』承和14年正月甲辰条	源勤	従四位上(25)	『三実』元慶5年5月癸亥条(薨、58)
嵯峨源氏	『続後紀』嘉祥2年正月壬戌条	源勝	従四位上	『三実』仁和2年7月辛巳条(卒)
仁明源氏		源多	従四位上(19)	『紀略』仁和4年10月辛巳条(薨、58)
仁明源氏	『続後紀』嘉祥2年正月乙亥条	源冷	従四位上(16)	『補任』寛平2年2月25日(薨、56)
嵯峨源氏	『文実』仁寿元年11月甲午条以前	源啓	正六位上カ (24以前)	『三実』貞觀11年8月壬子条(卒、41)
仁明源氏	『三実』貞觀2年11月壬辰条	源光	従四位上(15)	『紀略』延喜13年3月乙卯条(薨、68)
文徳源氏	『三実』貞觀4年正月丙子条	源能有	従四位上(18)	『紀略』寛平9年6月壬子条(薨、53)
光孝源氏	『三実』貞觀5年正月庚午条	源元長	従四位下	
仁明源氏	『三実』貞觀10年正月壬寅条	源効	従四位上	
文徳源氏		源本有	従四位上	
仁明源氏	『三実』貞觀11年正月乙丑条	源覺	従四位上(21)	『三実』元慶3年10月丙子条(卒、31)
光孝源氏		源兼善	従四位下	『三実』元慶3年4月甲申条(卒)
光孝源氏	貞觀17年正月7日(『補任』元慶8年項)	源是忠	従五位下(19)	『紀略』延喜22年11月戊戌条(薨、66)
文徳源氏	貞觀17年春	源行有	従四位上(22)	『三実』仁和3年6月壬戌条(卒、34)
光孝源氏	『三実』元慶元年11月戊午条	源近善	正六位上カ	『紀略』延喜18年7月乙酉条(薨)
清和源氏	『三実』元慶3年11月庚辰条	源長猷	従四位上	『紀略』延喜18年9月29日(薨)
清和源氏	『三実』元慶7年正月甲戌条	源長淵	従四位上	
光孝源氏		源貞恒	従五位下(27)	『紀略』延喜8年8月庚子条(薨、52)
光孝源氏	『三実』元慶8年11月壬午条	源是貞	従四位上	『紀略』延喜3年7月25日条(薨)
光孝源氏		源旧鑒	従四位上	
光孝源氏	『三実』仁和2年正月丁亥条	源國紀	従四位上	
陽成源氏	延喜3年正月7日(『補任』延長3年項)	源清蔭	従四位上(20)	『補任』天暦4年項(薨、67)
光孝源氏	延喜7年正月7日(『補任』承平4年項)	源是茂	従四位上(22)	『紀略』天慶4年6月己亥条(薨、56)
醍醐源氏	延喜8年11月21日(『補任』天慶2年項)	源高明	従四位上(17)	『紀略』天元5年12月癸酉条(薨、69)
醍醐源氏	承平2年正月7日(『補任』天慶7年項)	源兼明	従四位上(19)	『紀略』永延元年9月丙戌条(薨、74)
醍醐源氏	承平4年正月7日(『補任』天德2年項)	源自明	従四位上(17)	『紀略』天德2年4月戊辰条(卒、41)
醍醐源氏	承平5年カ(『北山抄』)	源允明	従四位上(17)	『一代要記』天慶5年7月5日(卒、24)
村上源氏	安和元年11月27日以前カ(『紹運録』)	源昭平	従四位上 (15以前カ)	『紀略』長和2年6月戊子条(薨、60)

従四位上以外はゴシックにした。「カ」としているのはその位階からの昇叙を意味する。
史料から確認できない者は除いた。

表3 二世源氏の初叙位

系統	叙位年月日もしくは初見年月日	二世源氏	初叙位(年齢)	氏爵*	備考
嵯峨源氏(源信)	『文実』仁寿3年正月戊戌条	源平	正六位上カ		
	『文実』齊衡2年正月戊子条	源謹(恭)	正六位上カ		
	『三実』天安2年11月甲子条	源有	正六位上カ	即位	
	『三実』貞觀2年11月壬辰条	源好	従五位下	朔旦冬至	
	『三実』元慶元年正月乙亥条	源保	正六位上カ	即位	
	『三実』仁和3年正月辛巳条	源任	正六位上カ		
嵯峨源氏(源弘)	『文実』嘉祥3年5月庚辰条	源同	従五位下カ		
	『文実』天安2年正月庚子条	源雙	正六位上カ		
	『三実』貞觀元年11月庚午条	源撰	正六位上カ	大嘗会	
	『三実』貞觀6年正月甲午条	源弼	正六位上カ		
	『三実』元慶3年正月丁酉条	源道	従五位下		
	『三実』元慶8年2月甲寅条	源希	正六位上カ(36)	即位	『紀略』延喜2年正月丙寅条(薨、54)
	元慶8年以前 (『補任』延喜19年項)	源悅	従五位下カ		『補任』尻付に叙爵前の任官があるので、初叙位は六位と思われる。
嵯峨源氏(源常)	『続後紀』承和12年正月甲寅条	源興	従五位下(18)		『三実』貞觀14年11月乙酉条(卒、45)
	『続後紀』嘉祥3年正月丙戌条	源頴	正六位上カ		
	『文実』齊衡元年正月壬辰条	源直	正六位上カ(26)		『紀略』昌泰2年12月乙酉条(薨、70)
	『三実』元慶2年4月丁卯条	源相	従五位下カ		
嵯峨源氏(源明)	『続後紀』承和15年正月戊辰条	源舒	従五位下(17)		『三実』元慶5年11月癸酉条(卒、50)
	『三実』貞觀9年正月戊申条	源建	正六位上カ		
	『三実』元慶8年10月己丑条	源遠	従五位上カ		
嵯峨源氏(源定)	『文実』仁寿元年11月甲午条	源至	従五位下	大嘗会	
	『文実』齊衡3年正月辛亥条	源包	正六位上カ		
	『三実』貞觀10年正月壬寅条	源精	正六位下カ		
	『三実』元慶元年正月乙亥条	源唱	正六位上カ	即位	
	『三実』仁和2年6月丁卯条	源宥	従五位下カ		
嵯峨源氏(源寛)	『文実』天安元年正月丙午条	源矜	正六位上カ		
嵯峨源氏(源生)	『三実』貞觀2年11月壬辰条	源加	正六位上カ	朔旦冬至	
嵯峨源氏(源澄)	『三実』仁和3年正月辛巳条	源見	正六位上カ		
嵯峨源氏(源安)	『三実』貞觀元年11月庚午条	源治	正六位上カ	大嘗会	
嵯峨源氏(源澄)	『三実』元慶3年11月庚辰条	源蔭	正六位上カ	朔旦冬至	
嵯峨源氏(源融)	『三実』元慶8年11月壬午条	源來	従五位下	大嘗会	
嵯峨源氏(源融)	『三実』貞觀5年正月庚午条	源湛	従五位下(19)		『紀略』延喜15年5月辛巳条(薨、71)
	貞觀17年正月7日 (『補任』寛平7年項)	源昇	従五位下(28)		『紀略』延喜18年6月庚午条(薨、71)
	『三実』元慶元年11月戊午条	源望	従五位下カ		
	『三実』元慶8年3月庚午条	源汨	従五位下カ		
嵯峨源氏(源勤)	『三実』仁和3年5月丙戌条	源溫	従五位下カ		
嵯峨源氏(源勝)	『三実』貞觀8年正月甲申条	源良	正六位上カ		
仁明源氏(源多)	『三実』貞觀11年正月乙丑条	源進	正六位上カ		
	『三実』元慶7年正月甲戌条	源溉	従五位下		
	『三実』元慶8年11月壬午条	源淵	従五位上カ		
文德源氏(源能有)	『三実』元慶6年正月庚戌条	源當時	従五位下(15)		『補任』延喜21年項(薨、54)
	『三実』元慶8年2月甲寅条	源当元	正六位上カ	即位	
系統不明	『続後紀』承和15年正月戊辰条	源惣	正六位上カ		
	『三実』貞觀4年正月丙子条	源計	従五位下		
	『三実』元慶元年11月戊午条	源紀	正六位上カ	大嘗会	
	『三実』元慶3年11月辛巳条	源伯立	正六位上カ		
	『三実』元慶8年11月壬午条	源令行	従五位下	大嘗会	

無位からの叙位はゴシックとした。「カ」としているのは、その位階からの昇叙や任官時の位階を意味する。

*氏爵については、田島論文に基づく。

表4 天武十四年制冠位と令制位階の対応関係

令制位階	庄司案	押部案	倉本案
正一位	明大壹 明広壹	淨大壹 淨広壹	淨大壹 淨広壹 淨大貳 淨大貳 淨大參 (皇子用冠位)
従一位	明大貳 明広貳		
正二位	淨大壹	淨大貳 淨広貳	淨大貳 淨広貳 淨大貳 淨広貳 淨大參 (皇子用冠位)
従二位	淨広壹		
正三位	淨大貳	淨大參 淨広參	淨広參 淨大肆 淨広肆 (諸王用冠位)
従三位	淨広貳		
正四位上	淨大參	淨大肆	淨大肆 淨大肆 淨広肆 (諸王用冠位)
正四位下			
従四位上	淨広參	淨広肆	
従四位下			
正五位上	淨大肆	淨広肆	
正五位下			
従五位上	淨広肆	淨広肆	
従五位下			